

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	5-1
処分の種類	特定施設の計画変更命令・廃止命令			
根拠法令条例等・条項	ダイオキシン類対策特別措置法第15条			
処分の概要	特定施設設置届出等において、ダイオキシン類の排出基準に適合しないと認める場合にその計画の変更、計画の廃止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] ダイオキシン類対策特別措置法第15条 都道府県知事は、第十二条第一項又は前条第一項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設に係る排出ガスにあつては当該特定施設の排出口、排水水にあつては当該特定施設が設置されている水質基準適用事業場の排水口(排水水を排出する場所をいう。以下同じ。)において、その排出ガス又は排水水に含まれるダイオキシン類の量が第八条第一項の排出基準(同条第三項の規定により排出基準が定められた場合にあつては、その排出基準を含む。以下単に「排出基準」という。)に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内において、その届出をした者に対し、当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十二条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			